

# 令和4年度 市民税・府民税申告の手引

平素は、市民税・府民税課税業務につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。本手引を参考にしながらご自身に申告が必要かどうかをお確かめください。申告が必要な方は申告期限(3月15日)までにご提出いただきますようお願いいたします。

※本手引は令和3年12月末日現在の地方税法に基づき作成しています。今後関係法令の改正などにより変更することがあります。

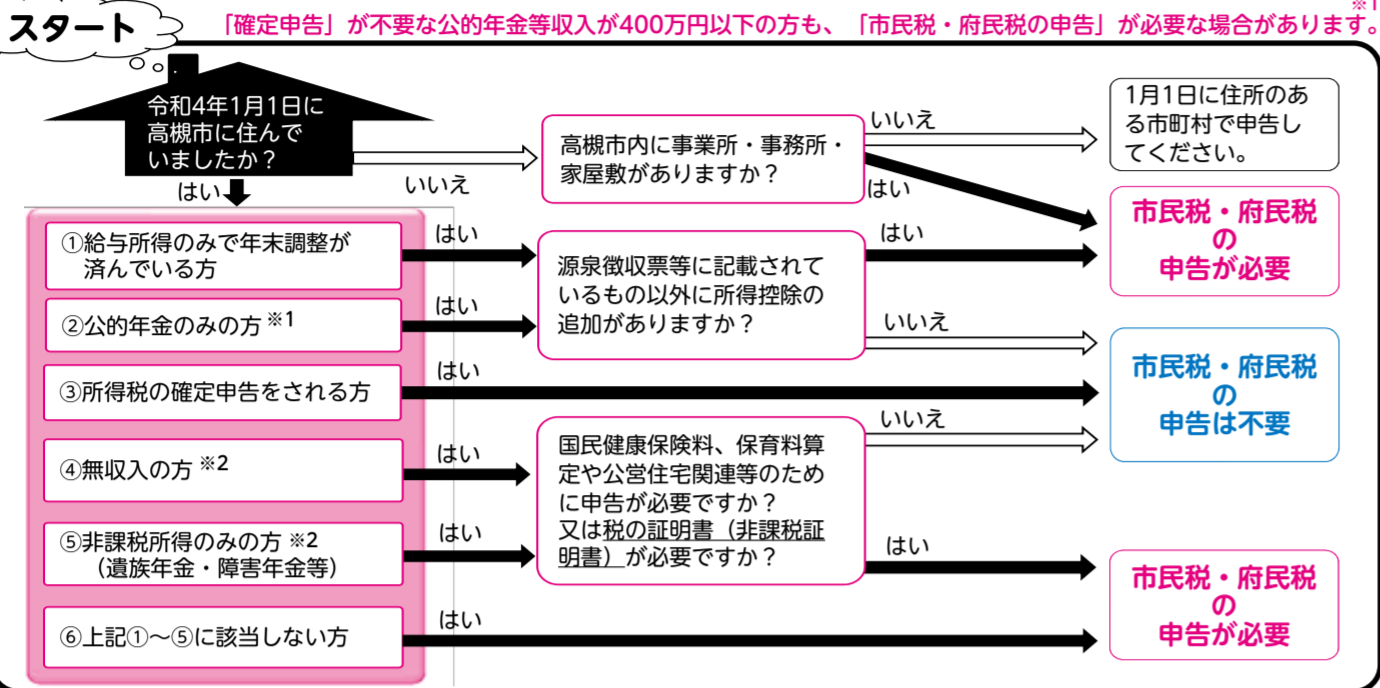
## 目次

1. 市民税・府民税の申告が必要な方・不要な方
2. 申告に必要なもの
3. 郵送で提出される方
4. 高槻市役所で市民税・府民税の申告をされる方
5. 税務署で確定申告される方
6. 市民税・府民税について
7. 所得の速算表
8. 調整控除の算出
9. 市民税・府民税の計算例
10. 令和4年度市民税・府民税に係る主な改正点
11. 申告書の書き方(おもて面)
12. 申告書の書き方(うら面)

## お問合わせ

高槻市役所 市民税課  
☎072-674-7132  
総合センター1階 25番窓口

## 1. 市民税・府民税の申告が必要な方・不要な方



※1 「確定申告」が不要な公的年金等収入が400万円以下の方も、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除等を追加することにより市民税・府民税額の軽減を受けようとする方は、申告が必要となります。特に、年金から引き落とされていない国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等がある方は、市民税・府民税の申告が必要です。  
ただし、公的年金等の収入金額が非課税限度額以下の方については、申告は不要です。源泉徴収票にてご確認ください。  
例：65歳以上(昭和32年1月1日以前生まれ) 扶養1名→公的年金等収入(複数ある場合は支払金額の合計額)が2,110,000円以下  
65歳未満(昭和32年1月2日以後生まれ) 扶養1名→公的年金等収入(複数ある場合は支払金額の合計額)が1,713,334円以下  
なお、扶養人数や本人の障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除の有無により非課税限度額は異なります。詳細は、高槻市ホームページ等をご参照ください。

※2 令和3年中に無収入又は収入が非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみであった場合は、申告書の提出義務はありません。しかし、国民健康保険料の算定・軽減判定、保育料算定、公営住宅、教育関係等の各種申請のために、申告が必要な場合があります。

## 2. 申告に必要なもの

1. 市民税・府民税申告書(郵送した申告書をご利用ください。)
2. 申告される方の個人番号(マイナンバー)カード ※個人番号カードをお持ちでない方は、個人番号を確認できる書類(通知カード(既に送達されている)、その記載内容に変更がないもの)等)及び本人確認書類(運転免許証等)
3. 給与所得者及び年金受給者は、源泉徴収票 ※源泉徴収票がない場合は、給与明細、支払証明書等
4. 事業所得者(営業等、農業)は、収入金額及び必要経費がわかる帳簿等
5. 社会保険料(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金掛金等)の納入済通知書、控除証明書又は領収書(原本)
6. 生命保険料、地震保険料等の控除証明書(原本)
7. 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は障害者控除対象者認定書
8. 医療費控除を受ける場合(令和3年度から領収書の提出による医療費控除の申告はできません。医療費控除の明細書の作成が必要です。また、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。)  
・従来の医療費控除・・・医療費控除の明細書(医療保険者から交付された「医療費通知(原本)」を添付した場合、通知に記載されている内容については明細部分の記入は省略可)  
・医療費控除の特例・・・セルフメディケーション税制の明細書(令和4年度以降、健診又は予防接種を受けた等の一定の取組を行ったことを明らかにする書類については申告書への添付又は提示は不要です。ただし、自宅5年間保存する必要があります。)  
※高額療養費や保険金など補填された金額がある場合は、金額を明記してください。
9. 寄附金税額控除を受ける場合は、寄附金の領収書又は寄附金受領証明書  
※ワンストップ特例申請をした方は、市民税・府民税の申告を行うと特例申請が無効となります。  
ワンストップ特例申請をした方が市民税・府民税の申告をする場合は、寄附金の領収書・証明書を申告時にあらためて添付してください。
10. 雑損控除を受ける場合は、罹災証明書の写し、災害関連支出の領収書、被害を受けた住宅の取得年月・価格・床面積・所有者などが分かるもの、保険金などにより補填される金額がある場合はその金額が分かるもの等

## 6. 市民税・府民税について

個人の市民税・府民税は前年の所得に対してかかる税金で、均等割と所得割からなっています。

- 納税は誰が … 毎年1月1日を基準として、次のとおり課税されます。
  - ①市内に住所のある方 → 均等割額と所得割額の合計額
  - ②市内に事業所や事業所・家屋敷を持っていて住所が市外にある方 → 均等割額のみ
- 均等割とは … 前年の合計所得金額が一定額以上の方に、行政上の諸施策に要する経費の一部を広くご負担いただくために課税されるものです。
- 所得割とは … 前年の課税総所得金額に応じて課税されるものです。
- 税率は … 均等割(市民税3,500円、府民税1,800円) 所得割(市民税6%、府民税4% 計10%)

## 7. 所得の速算表

### 給与所得の速算表 < 令和4年度(令和3年分) >

給与収入	給与所得	計算例
0円～550,999円	所得 0円	
551,000円～1,618,999円	収入金額 - 550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4 × 2.4 + 100,000円	
1,800,000円～3,599,999円	収入金額÷4 × 2.8 - 80,000円	
3,600,000円～6,599,999円	収入金額÷4 × 3.2 - 440,000円	
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 90% - 1,100,000円	
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円	

給与収入 3,002,578円の場合  
3,002,578 ÷ 4 = 750,644.5  
→千円未満切捨て 750,000  
750,000 × 2.8 = 2,100,000  
2,100,000 - 80,000 = 2,020,000円  
給与所得金額

### 公的年金等の雑所得速算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計	公的年金等の所得(雑所得)
65歳未満	0円～1,299,999円	収入金額 - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 85% - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 95% - 1,455,000円
65歳以上	0円～3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 75% - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 85% - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 95% - 1,455,000円

※計算上、マイナスが出れば0円になります。

遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので公的年金等は記入しないでください。  
(申告書おもて面右下の「18 非課税所得」及び申告書うら面右下の「16 非課税所得の内訳」へ記入してください。)

## 8. 調整控除の算出

税源移譲に伴う所得税と市民税・府民税の人的控除差に基づく負担増を調整するため、平成19年度から市民税・府民税の減額措置(調整控除)が創設されました。納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、納税者の人的控除の適用状況に応じて市民税・府民税の所得割額から差し引かれます。※申告書へ記入していただく必要はありません。課税時に自動計算され差し引かれます。

課税所得金額	控除される額の計算
200万円以下の方	次の①と②のいずれか少ない額の5%(市民税3%、府民税2%)に相当する金額 ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額
200万円超の方	次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市民税3%、府民税2%)に相当する金額 ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

人的控除の種類	金額	市民税・府民税の人的控除差
基礎控除	57万円	納税者の合計所得金額 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下
障害者控除	普通 1万円 特別 10万円 同居特別 22万円	
ひとり親控除	父 1万円 母 5万円	
寡婦控除	1万円	
勤労学生控除	1万円	
扶養控除	一般 5万円 特定 18万円 老人 10万円 同居老親等 13万円	
配偶者控除	一般 5万円 4万円 2万円 老人 10万円 6万円 3万円 配偶者特別控除 48万円超50万円未満 5万円 4万円 2万円 50万円以上55万円未満 3万円 2万円 1万円	

## 3. 郵送で提出される方

提出先 : 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市役所 市民税課 宛  
提出期限 : 令和4年3月15日(火)まで  
・源泉徴収票、控除証明書等の申告必要書類を同封してください。  
・申告される方の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類(個人番号カード、通知カード(既に送達されていて、その記載内容に変更がないもの)等)の写しを同封してください。  
・申告内容で不明な点等をお問合わせするため、申告書の電話番号の欄は必ずご記入ください。  
・受付票の返送を希望される方は、切手が貼付された返信用の封筒を同封していただきますようお願いいたします。(添付書類については、書類返送希望のメモ等を併せて同封いただいた方に返送いたします。)

## 4. 高槻市役所で市民税・府民税の申告をされる方

受付場所 : 高槻市総合センター1階展示ホール  
受付期間 : 令和4年2月16日(水)から3月15日(火)(土・日・祝日は除く)  
午前9時から11時45分まで  
午後1時から5時まで  
※午前中にご来場いただきましても申告者が多数の場合は、受付が午後になる場合がありますので、ご了承ください。  
※車での来場の場合は、有料駐車場利用となります。混雑を避けるためにも公共交通機関のご利用をお願いします。(1時間までの割引サービスは受けられません。混雑時など1時間を超える場合はサービス対象外につき、ご了承ください。)

例年、申告会場は大変混雑します。ご来場の際は、スムーズに受付を行うため、事前に次のことを確認・準備してください。  
①本手引を参考にして、必要箇所を記入しておいてください。  
②事業や不動産等の所得がある方は、収支の計算書を作成しておいてください。  
※税制改正により、平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、帳簿と簿等の保存が必要になりました。  
③医療費控除(又は医療費控除の特例)を受ける方は、あらかじめ医療費控除の明細書(又はセルフメディケーション税制の明細書)を作成し、ご来場ください。

## 5. 税務署で確定申告をされる方

税務署で所得税の確定申告をされる方は、市民税・府民税の申告は不要です。

### 高槻市内の税務署出張会場は

場所	高槻市総合センター 1階展示ホール・ロビー
開設期間	2月1日(火)～2月15日(火) ※土・日・祝日は除く
時間	午前9時30分～午後3時 ※混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。

※1 最終日の2月15日は、午後2時で終了いたします。  
※2 土地・建物・株式等売却された所得、山林所得、贈与税、相続税の申告相談は出張会場では行っていません。

所得税の確定申告は、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>) 確定申告書等作成コーナーを利用して作成することができますので、ご利用ください。

さらに、電子申告(e-Tax)を利用することで自宅やオフィスからインターネットを利用して申告することができますのでご利用ください。

## 2月16日(水)以降の確定申告会場は茨木税務署です。

### 所得税確定申告書用紙の入手方法は

- 電話をかけるだけで入手できます！  
令和4年1月12日(水)から令和4年3月3日(木)までの期間は、「確定申告コールセンター」(茨木税務署 ☎072-623-1131)に「電話いただき、音声案内に従って「0」を押してください。」で確定申告書用紙の送付申込を受付します。
- 茨木税務署及び確定申告会場(高槻市総合センター展示ホール 2/1～2/15 土・日・祝日を除く)等で配布しています。

確定申告が必要になる方は税務署にお問合わせください

確定申告のお問合わせ・郵送は

茨木税務署  
〒567-8565  
茨木市上中条1丁目9番21号  
TEL 072-623-1131

## 9. 市民税・府民税の計算例

均等割額	総合課税の所得割額(概算)【税率=市民税6%、府民税4%】
・市民税の均等割額 3,500円 ・府民税の均等割額 1,800円	所得金額合計 - 所得控除合計 = 課税総所得金額(A) ・市民税の所得割額(B) = (A) × 6% - 市民税税額控除額等(調整控除他) ・府民税の所得割額(C) = (A) × 4% - 府民税税額控除額等(調整控除他)

(例) 5ページ「市民税・府民税申告書の記入例」の場合  
高槻 太郎(69歳) : 年金収入2,865,447円  
妻 花子(64歳) : 収入なし  
子 一郎(32歳) : 収入なし  
社会保険料控除308,070円 生命保険料控除57,605円 地震保険料控除9,910円 ※  
※5ページ右上「5 所得から差し引かれる金額」参照

所得	金額	調整控除	人的控除の差
太郎の年金収入	2,865,447円		
雑所得	1,765,447円		
合計	4,630,894円		
調整控除	4,500円		
所得	4,626,394円		
控除	308,070円(社会保険料控除) 57,605円(生命保険料控除) 9,910円(地震保険料控除) 330,000円(配偶者控除) 330,000円(一般扶養控除) 430,000円(基礎控除)		
控除合計	1,465,585円		

市民税調整控除 150,000 × 3% = 4,500円  
府民税調整控除 150,000 × 2% = 3,000円

市民税 13,400円 + 市民税均等割額 3,500円 = 16,900円  
府民税 8,900円 + 府民税均等割額 1,800円 = 10,700円  
市民税・府民税年税額 27,600円

## 10. 令和4年度市民税・府民税に係る主な改正点

### 1. 住宅ローン控除の特例の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例が延長され、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した方が対象となりました。また、上記に該当する場合、合計所得金額が1,000万円以下の方について面積要件を緩和し、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満である住宅も住宅ローン控除の適用を受けることができるようになりました。

入居した年月日	控除期間
平成26年1月から令和元年9月まで	10年
令和元年10月から令和2年12月まで	13年(注1)
令和3年1月から令和4年12月まで	13年(注1)(注2)

(注1) 特例が適用されるのは、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が10%の場合に限ります。それ以外の場合は控除期間が10年となります。  
(注2) 特例が適用されるには、注文住宅は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に、分譲住宅などは令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間に契約する必要があります。

### 2. セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の適用期間が5年間延長されることとなりました。  
改正前 ・令和3年12月31日まで(令和4年度住民税まで)  
改正後 ・令和8年12月31日まで(令和9年度住民税まで)

### 3. 退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の役員等(※)以外の方は、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の2分の1の額を課税対象としていましたが、令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当等については、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、2分の1の額ではなく全額を課税対象とすることとされました。

※法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員